富士市新商品等マーケティング事業支援補助金交付要領

令和７年３月２８日制定

（趣旨）

第１条　この要領は、物価高騰の中、新商品等の販路拡大を目指す市内の中小企業者等を支援するため、店舗運営に係るエネルギ―コストの削減に繋がるデジタルマーケティング事業及びＥＣサイト等出店出品事業並びに広告及び移動に係るエネルギ―コストの削減に繋がる展示会等出展事業を行う市内の中小企業者等に対する補助金の交付について、富士市補助金等交付規則（昭和４２年富士市規則第２８号）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　新商品等　販売し、若しくは提供される前の商品若しくは役務又は既存の商品若しくは既存の役務に改良を加えた新規性のある商品若しくは役務であって、販売又は提供の開始から３年以内のもの（自ら開発し、かつ、富士市内で自らの商品として製造し、若しくは販売する商品又は自ら開発し、かつ、富士市内で役務の主たる部分を自ら提供する役務に限る。）をいう。

⑵　中小企業者等　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）第３条第１項に規定する中小企業団体をいう。

⑶　デジタルマーケティング事業　新商品等に係るオンライン広告配信に係る委託費であって、ＳＥＯ対策（検索エンジンの最適化に係る対策をいう。）、ＭＥＯ対策（マップエンジンの最適化に係る対策をいう。）又はＳＮＳ登録・運用等に係るコンサルティングのいずれかを含むものをいう。

⑷　ＥＣサイト　電子商取引サービスを提供するウェブサイトであって、新商品等の購入から決済までの商取引を行うことができる機能を有するものをいう。

⑸　ＥＣモール　一のＥＣサイトに複数の店舗が出店するウェブサイトであって、新商品等を出品し、及び販売し、又は提供するものをいう。

⑹　ＥＣサイト等出店・出品事業　新商品等をＥＣサイト又はＥＣモールに出店し、又は出品する事業をいう。

⑺　展示会等出展事業　新商品等の販路を拡大するため、新商品等を国内又は海外における展示会、見本市等に出展する事業をいう。

⑻　新商品等マーケティング事業　デジタルマーケティング事業、ＥＣサイト等出店・出品事業

又は展示会等出展事業をいう。

（交付の対象等）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、新商品等マーケティング事業に取り組む市内に本社又は主たる事業所がある中小企業者等で、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

⑴　納期が到来した市税を完納している者

⑵　富士市暴力団排除条例（平成２４年３月２９日富士市条例第２号）第２条第３号に該当しない者及びこれらの者と密接な関係を有しない者

⑶　他の同種の補助金等の申請又は交付を受けていない者

２　補助金の交付は、一の中小企業者等につき、一の年度において、１回限りとする。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業は、新商品等マーケティング事業とする。ただし、同趣旨の他の補助金等の交付を申請し、又は交付を受けている場合は、当該事業は、交付の対象としない。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（当該額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

⑴　デジタルマーケティング事業　２０万円

⑵　ＥＣサイト等出店・出品事業　１０万円（海外のＥＣサイト又はＥＣモールにあっては２０万円）

⑶　展示会等出展事業　２０万円（海外の展示会にあっては４０万円）

２　前項各号に掲げる事業を併用した場合の補助金の額は、５０万円を限度とする。

（交付の申請等）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業の実施前に、富士市新商品等マーケティング事業支援補助金交付申請書（第１号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　事業計画書（第２号様式）

⑵　収支予算書（補助対象経費の金額の根拠となる資料を添付すること。）

⑶　申請者の企業概要、沿革等が分かる書類の写し

⑷　市税完納証明書

⑸　その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第８条　市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては、交付の決定をし、富士市新商品等マーケティング事業支援補助金交付決定通知書（第３号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第９条　市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項を条件として付するものとする。

⑴　補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならないこと。

⑵　令和９年２月２８日までに補助事業を完了すること。

（変更の承認申請）

第１０条　補助金の交付の決定を受けた者は、申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ富士市新商品等マーケティング事業支援補助金変更承認申請書（第４号様式）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による変更を承認したときは、申請者に対して、富士市新商品等マーケティング事業支援補助金変更承認通知書（第５号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第１１条　補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業を完了した日から起算して３０日を経過した日又は令和９年２月２８日のいずれか早い日までに、富士市新商品等マーケティング事業支援補助金実績報告書（第６号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　事業報告書（第７号様式）

⑵　収支決算書

⑶　補助対象経費の支払を確認できる書類の写し

⑷　補助事業の成果品、事業過程等の写真又は写し

⑸　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１２条　市長は、前条に規定する完了の報告があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、富士市新商品等マーケティング事業支援補助金交付確定通知書（第８号様式）により申請者に通知するものとする。

（委任）

第１３条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要領は、令和７年４月１日から施行する。

２　この要領は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

別表　補助対象経費（第５条関係）

デジタルマーケティング事業		
補助対象経費		内　　容
区分	費目	
デジタルマーケティング費	委託費	オンライン広告配信に係るＳＥＯ対策、ＭＥＯ対策、ＳＮＳ登録・運用等に係るコンサルティング費（ただし、運用費については、補助事業期間内の３か月分を上限とする。）のいずれかを含むもの
※　対象外となる経費例 ・　ＳＥＯ対策、ＭＥＯ対策、ＳＮＳ登録・運用等に係るコンサルティングを含まないオンライン広告配信に係る経費 ・　自社で制作した動画、写真、オンラインセミナー等のコンテンツに係る経費 ・　チラシ、カタログ、パンフレット等の印刷製本費		

ＥＣサイト等出店・出品事業		
補助対象経費		内　　容
区分	費目	
ＥＣサイト制作・改修費	委託費	ＥＣサイトの制作又は改修に係る委託費
		マーケティング調査費、デザイン・コンセプト費
ＥＣモール出店経費	出店料	初期登録費用
		基本出店料（ただし、補助事業期間内の３か月分を上限とする。）
※　対象外となる経費例 ・　ソフトウェア、ライセンスに係る経費 ・　運用費（ドメイン取得費・維持費、レンタルサーバ費、通信費、保守・管理費等）		

展示会等出展事業		
補助対象経費		内　　容
区分	費目	
展示会等出店費	委託費	小間スペース利用料、小間装飾費、輸送費　等
出店に関する広報促進費	役務費	ＰＲ動画・ＰＲ広告作成費　等
	印刷製本費	チラシ・カタログ制作費　等
※　対象外となる経費例 ・　旅費、宿泊費 ・　インフルエンサーへのプロモーション代行に係る経費 ・　展示会等の出店以外の広報促進費 ・　申請者が主催となって開く個展等に係る経費 ・　人件費とみなされる経費（アルバイト、通訳、モデル、カメラマン、営業代行等） ・　内容が不明な輸送物や、輸送以外（保管、設置等）に係る経費		

※　上記経費は、発売から３年以内の新商品等に関するものに限る。

※　親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社又は役員及び役員に準ずる者等）又は社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等との取引に要する経費は対象外。（「会社」には個人事業者、法人、団体等を含む。）